

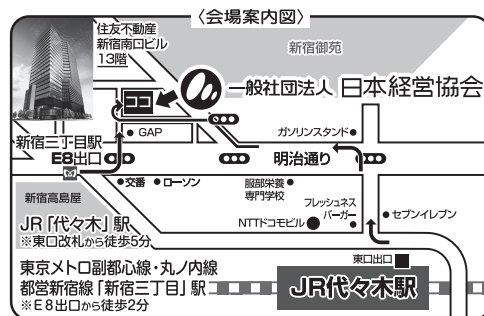
出産・育児・介護をめぐる法律・公的支援と各種手続きの実務

日時 2025年9月18日(木) 10:00~17:00 (6.0H)

参加方法 ■会場参加：日本経営協会内専用教室（右図参照）
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-31-11（住友不動産新宿南口ビル13階）
■オンライン参加：ZoomによるLive配信

講師 社会保険労務士法人 トムズコンサルタント たかはし あやね
社会保険労務士 高橋 文音氏
社会保険労務士法人 トムズコンサルタント やまぐち まい
社会保険労務士 山口 舞氏

対象 人事・労務部門のマネージャー・スタッフの方等



開催にあたって

仕事と育児・介護の両立支援に関する法制度やルールは頻繁に変更され、人事・労務担当者に求められる対応は多岐に及んでいます。

直近では、令和7年4月に、出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金の創設や、子の看護休暇の取得事由拡大、介護離職防止のための個別周知・意向確認の義務化などの改正が行われました。

加えて令和7年10月には、柔軟な働き方を実現するための措置を講ずることや、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化が予定されており、今後も実務に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

本セミナーでは、近年の法改正を踏まえ、人事・労務担当者が知っておくべき従業員の出産・育児・介護休業に関する手続き実務、各法令に基づく労務管理上の留意点、よくある事例を交えながら体系的に解説いたします。

本セミナーのゴール

- ① 育児・介護制度の全体像と各種手続きの流れや留意点を理解する。
- ② 出産・育児・介護と労務管理上の留意点を理解する。
- ③ 法改正の内容と企業が対応すべき事項を理解する。

■参加料（1名様） ※テキスト・資料代などを含みます。

- ◇ 日本経営協会会員（1名）：34,100円（税込）
- ◇ 一般（1名）：41,800円（税込）

■受講お申込み方法

- 1 本会HPをWEBで検索
日本経営協会 セミナー 検索
※お申し込みは開催日の5営業日前までにお願いいたします。
※本会HP画面です。
- 2 「民間企業向けセミナー」からご希望の「セミナー名」を検索。
セミナーを探す
● NOMA 公開セミナー/行政官講座 検索画面
※カテゴリ（健康・行政・労働・福祉・環境・経済・教育・文化・その他）の絞り込みが可能です。
● 民間企業向けセミナー ● 自治体向けセミナー ● 各種法人・士業向けセミナー ● 改善・提案セミナー
クリック
- 3 ご希望セミナー詳細の最後の「WEB申込」からお申込み。
※テキスト・資料の送付先が、ご連絡先と異なる場合は「連絡事項」部分に送付先住所をご入力ください。
- 4 お申し込み完了後、申込確認メールが届きます。

■参加料金お支払い方法

お申込み後、振込口座名を記載した請求書、参加券をご連絡担当者にお送りします。なお、開催5営業日前までに届かない場合は必ず電話にてご確認ください。

振込み手数料は貴社（団体）にてご負担下さい。また、領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきます。

■キャンセルについて

会場参加：開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は参加料の100%を申し受けます。

オンライン参加：開催日の5営業日前～当日のキャンセル・ご欠席は参加料の100%をキャンセル料として申し受けます。

■オンライン参加について

ZoomURL及びID・パスワードは、実施日の5営業日前以降にご連絡担当者宛、メール送信します。

- ・セミナーの録音、録画、映像のスクリーンショット等は固くお断りしております。また、自ら又は第三者を通じて、セミナー動画およびテキスト・資料の転載、複製、出版、放送、公衆送信その他著作権、知的財産権を侵害する一切の行為をしてはならないものとします。
- ・本セミナーにお申込み登録をいただいていない方のご受講は固くお断りしております。

■その他

参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

プログラム内容

I. 公的制度の全体像

1. 出産・育児・介護に関する雇用問題とは
2. 公的制度の概要と手続の流れ

II. 出産に関する手続

1. 産前産後休業の対象者
2. 社会保険料の免除
(1) 免除される期間と手続のタイミング
3. 出産育児一時金
(1) 給付内容
(2) 3つの請求方法
(3) 退職者と出産育児一時金
4. 扶養に係る手続
5. 出産手当金
(1) 給付内容
(2) 賃金が支給されている場合
(3) 退職者と出産手当金
(4) 傷病手当金との調整
(5) その他留意点
6. 産前産後休業終了時の随時改定
7. 給与計算と産前産後休業

III. 出生時育児休業（産後パパ育休）に関する手続

1. 出生時育児休業の対象者
2. 出生時育児休業給付金
(1) 給付内容
(2) 分割して取得する場合
(3) 休業中に就業する場合

IV. 育児休業に関する手続

1. 育児休業の対象者
2. 育児休業給付金
(1) 給付内容
(2) 1歳まで（分割して取得する場合）
(3) パパママ育休プラス
(4) 2歳まで（特別な事情による再取得）
3. 育児休業給付金のあれこれ
4. 出生後休業支援給付金
(1) 給付内容
(2) 支給要件確認のポイントおよび提出書類
(3) 配偶者の育児休業を要件としない場合

V. 出生時育児休業・育児休業における社会保険料の免除

1. 給与
(1) 免除される期間とは
(2) 休業を延長・短縮する場合

2. 賞与
3. 給与計算業務における留意点

VI. 職場復帰後の手続

1. 育児休業等終了時改定
2. 養育期間特例申出書
3. 給与計算の留意点
4. 育児時短就業給付金
(1) 給付内容
(2) 支給要件確認のポイントおよび提出書類
(3) 短縮後の所定労働時間の変更

VII. 介護休業に関する手続

1. 介護休業の対象者と家族の範囲
2. 介護休業給付金
(1) 給付内容
(2) 介護休業給付金のあれこれ

VIII. 出産・育児・介護と労務管理上の留意点

1. 出産・育児に関する法規制
(1) 制限・禁止されている事項とは
・ 妊産婦および女性に関する就業制限（労働基準法）
・ 出産に関する規定（労働基準法）
・ 男女雇用機会均等法の取り扱い
(2) 育児休業等を取得しやすい雇用環境の整備
(3) 妊娠等の申出者に対する育児休業制度の個別周知・意向確認、個別の意向の聴取と配慮
(4) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知・意向確認、個別の意向の聴取と配慮
(5) マタハラ問題への対応
(6) 男性の育児休業取得状況の公表
2. 介護に関する法規制
(1) 介護両立支援制度等を取得しやすい雇用環境の整備
(2) 介護両立支援制度等の個別周知・意向確認、早期の情報提供
(3) 介護休業の要介護状態にある対象家族とは
3. 育児・介護のためのテレワーク等の導入（努力義務）
4. 職場復帰後の留意点
(1) 復帰する職場や待遇の問題
(2) 育児介護の両立支援制度の運用ポイント（短時間、時間外免除、看護・介護休暇等）
(3) 裁量労働者と短時間勤務等の扱い
(4) 管理監督者と短時間勤務等の扱い
(5) 人事異動に関する配慮はどこまで
5. 私傷病休職と育児休業
6. 手続もれを防ぐ手続管理シート

左記プログラムは都合により変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

講師プロフィール

社会保険労務士法人トムズコンサルタント 社会保険労務士 ^{たかはし あやね} 高橋 文音 氏

人事労務関連ソフトウェア開発会社にて営業を経験後、令和元年に社会保険労務士法人トムズコンサルタントに入社。社会保険・給与計算業務のほか、クライアントの人事労務相談や諸規程の改定等も行う。



社会保険労務士法人トムズコンサルタント 社会保険労務士 ^{やまぐち まい} 山口 舞 氏

大手生命保険会社で法人向け生命保険の営業・本社企画業務、社会保険労務士法人での業務に従事したのち、社会保険労務士法人トムズコンサルタントに入社。

実務に即してわかりやすくを大切に、多数クライアントの社会保険・労働保険の手続代行業務・給与計算業務、セミナー講師のほか、人事労務相談や諸規程の改定等の業務に携わっている。



※出張研修も承っております。表面のお申込先までお問い合わせ下さい。

年間
案内

年間の講座スケジュールを本会HPで公開しております。

※本会HP画面です。

TOPICS 事業のトピックスやさまざまなお知らせ

民間向けセミナー：
令和7年度（2025年度）「年間開催計画」

本部事務局（東京） 関西本部 / 中部本部 / 九州本部 / 北海道本部

クリック



新規講座や申込を開始したセミナーを定期的にご案内しております。興味のある方はぜひご登録をお願いいたします。



ご登録はこちら➡

メールマガジン
登録用QR